

(2) 都市交通施設整備の展開

昭和23	建設省都市局土木課発足
25	街路事業始まる
29	第1次道路整備五箇年計画閣議決定
32	道路改良内において鉄道高架化始まる
36	建設省都市局街路課発足
38	共同溝整備事業始まる
43	連続立体交差事業、立体交差事業始まる
46	歩行者専用道整備始まる
49	モノレール道整備事業、自転車駐車場整備始まる
50	居住環境整備事業始まる（→H8身近なまちづくり支援街路事業）
51	新交通システム整備事業始まる
52	都市廃棄物処理新システム整備事業始まる（→H12先導的都市整備事業）
57	沿道環境整備事業始まる 歴史的地区環境整備街路事業始まる（→H8身近なまちづくり支援街路事業）
58	沿道区画整理型街路事業始まる
62	駐車場案内システム整備事業始まる
平成2	ガイドウェイバスシステム始まる 複合交通拠点整備事業始まる （→H6都心交通改善事業→H12都市再生交通拠点整備事業）
7	電線共同溝（C・C・BOX）整備事業始まる
8	都市熱源ネットワーク基本計画策定調査始まる（→H12先導的都市整備事業）
9	路面電車走行空間改築事業始まる 都市防災構造化推進事業始まる （→H12都市防災推進事業→H14都市防災総合推進事業）
10	沿道整備街路事業始まる
12	交通結節点改善事業始まる
13	省庁再編に伴い、国土交通省都市・地域整備局街路課となる 交通連携推進事業を新たに立目する
14	連続立体交差関連公共施設整備事業（統合補助金）始まる
15	社会資本整備重点計画閣議決定
17	駅まち協働事業始まる（協議会を助成対象に加える）
18	都市交通戦略策定調査、エコまちネットワーク整備事業始まる
19	都市交通システム整備事業、総合交通戦略推進事業始まる